

## 第2回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成31年4月5日(金) 午後2時00分～午後3時46分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(14人)  
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、  
5番 濱口佳史、6番 山中 譲、7番 金子孝子、9番、松本昌子、  
10番 敷地智也、11番 酒井 幸男、12番 福留康弘、13番 ハジィフ 泉、  
14番 吉尾好市、  
【推進委員】(7人)  
2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、  
5番 小橋 正一、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一  
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 8番 伊芸精一、  
【推進委員】(1人) 1番 大石正幸、
5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)  
議案第2号 非農地証明願について(1件)  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について

- (3) そのほかの討議・報告事項について

議 長 年度初めの4月の最初の定例会を始めたいと思います。

今日、欠席は伊芸さんと、それから推進委員の大石さんが欠席ということでございますが成立はしております。早速始めたいと思います。議事録署名人ですが、野坂賢思君と藤原さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして事務局の方へ説明をお願いします。

事務局 事務局の方から説明をさせていただきたいと思います。

新しい委員さん、皆さまにはご連絡させていただいていたと思いますが、本日議案書を持ってきてくださいということで、お手元にありますでしょうか。議案書の方はこちらになりますので、よろしく申し上げます。

1 ページをご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条耕作目的による農地の権利移動の規定による許可申請が 1 件出てきております。譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町入野字東払田 5800 番、畑、46 m<sup>2</sup>。同じく、5801 番イ、畑、201 m<sup>2</sup>。理由としましては、所有権の移転、贈与ということで、許可あり次第所有権を移転ということになっております。

資料の方が 2 ページから 8 ページとなっております。資料 2 ページの方が、航空写真による位置図となっております。真ん中よりややちょっと左下に、今、新庁舎に役場という所が、航空写真がもう 10 年くらいの写真ですのでちょっと場所が変わっておりますけれども、役場があります。恐らくこの部屋から、角度によっては現地がちらっと見えると思います。対岸の山の方になり、すぐそこです。高压層送電線がある柱のすぐ下になります。上の方も。もう一つが麓の倉庫の裏になります。3 ページが住宅地図に起こしたものになります。4 ページの航空写真での拡大図です。①は倉庫のすぐ横になります。②は山のほぼてっぺんで、②の所に書いているやや左側に高压送電線の鉄塔があります。場所は大体、こちらから見れば何となく分かると思います。5 ページが公図、6 ページが現況の図面となっております。

一つ目の 5800 番につきましては、倉庫のすぐ横になりますけど現況はこういった形です。竹は、これはあえて昔から植えているそうです。7 ページにつきましては、これは山の上の方になります。こちらが畑で 2 つ目の申請の分になります。

8 ページ調査書です。譲受人が〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。第 2 項第 1 号の全部効率の利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるということで、農作業の従事者は、〇〇〇〇さん本人となっております。所有機械につきましては、耕運機 1 台と軽トラックが 1 台となっております。判断としましては、該当はしません。

第 2 項の第 2 号につきましては、農業生産法人以外の法人としてですが、こちらは個人であり適応はしません。

第 2 項第 3 号の信託につきましても、こちらは信託でないので適応はしません。

第 2 項第 4 号農作業の常時従事としまして、譲受人が農作業を行う必要がある日数についても年間 330 日ということで、該当はしません。

第 2 項第 5 号の下限面積につきましても、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a、3 反を超えるということで、今回の取得分を含めて 3,928 m<sup>2</sup>、39.28a ということで、該当はしません。

第 2 項第 6 号の転貸禁止きましても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地ということで、転貸には該当はしません。

第 2 項第 7 号地域調和につきましても、所有権の移転後は季節野菜や果実の栽

培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えております。

事務局から補足説明としましては、こちらは農業地域外となっております。利用権の設定に関しましても、両筆ともございません。

事務局からの説明は、以上です。

議長 事務局より説明が行われました。担当委員さん、補足説明をお願いします。

〇〇さんは初めてですので、今日は〇〇君に説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〇〇委員 現地確認しましたら 2 番の方は、既にウメを栽培されていて適切に管理されておりました。1 番の方は、タケノコなんかを採る栽培目的にタケノコをもそろそろ採れると頃だと思えます。適切に管理されております。以上です。

議長 所有権移転後は、季節野菜などを耕作するというところでございますが、この間も言ったように 3 年 3 月を守っていただくよう、今また交代のときにはよろしくをお願いします。担当委員さんの方からも説明がありました。それでは、質疑、質問に入りたいと思えますが、何か質疑、質問ある方、挙手をお願いします。ないですか。

(質疑等なし)

特になければ承認を受けたいと思えます。

特になければ、承認を受けたいと思えますが、よろしいですか。はい、それでは、議案第 1 号 3 条許可申請につきまして承認をされます方で、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 1 号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第 2 号、非農地証明につきまして 1 件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 1 ページをご覧ください。議案第 2 号非農地証明が 1 件出てきております。

願出人、〇〇〇〇さん。願出地が黒潮町加持川字カシ山口 6 番、畑、132 ㎡。理由としましては、土地の大半が町道加持橋川線となっており、残地は原野となっているということです。

資料の方は、9 ページから 13 ページまでとなっております。9 ページをご覧ください。航空写真で地図になっております。右の上に加持本村の集落がありまして集会所になっております。右の方に早咲ということで、その県道をずっと右の方に行けば、コンビニエンススリーエフが出てまいります。場所はですね、以前 12 月の定例会の時に非農地がいくつか隣接地で、出ていたと思うのですが、今回、残ってございました 1 筆が、非農地で出てきております。10 ページが住宅地図。11 ページが拡大。12 ページが公図。最後、13 ページが現況の写真となっております。現況の写真を見れば、分かり難いかもしれませんが、ほぼ町道の方が対岸を通っ

ておりまして残りが残地でもほぼ、山林といいましょうか、下の方は、勾配のよ  
うな状況になっております。

事務局の方は、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんの方で何かあればお願いします。

〇〇委員 私の方で〇〇〇〇さん<sup>〇</sup>に会って来ました。畑ということで税金も原野よりは高  
いので、もうそれはもう原野にしてもらいたいというふうな感じでした。〇〇さ  
さん<sup>〇</sup>に聞くと見ての通り山です。よろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの〇〇さん<sup>〇</sup>からも見たとおりの山ということでございますが、この  
件につきまして質疑、質問等受けたいと思います。質問・質疑ある方、挙手お願  
いします。以前もほかの方から、この非農地証明で質問が出ていたようですね。  
ありませんか。

(質疑なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

第2号議案、非農地証明につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第2号につきましても承認をされました。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集  
積計画の決定につきまして、事務局に説明をお願いします。

事務局 第3号の説明を行いたいと思いますので、第3号の議案につきましては、いつ  
ものように別冊となっております。こちらの資料をご覧ください。

議案第3号、農用地利用集積計画の整理法をご覧ください。

31-1 (大方31-1)、貸付人、〇〇〇〇さん<sup>〇</sup>。31-2 (大方31-2)、貸付人、〇  
〇〇〇さん<sup>〇</sup>。借受人につきましては、同じく〇〇〇〇さん<sup>〇</sup>。設定期間につきまし  
ては、平成31年4月1日から平成46年3月31日まで。利用権を設定する土地に  
つきましては、下田の口字岩合代の2944ならびに2938。現況としまして田で、農  
用地区域となっております。面積につきましては、2944番につきましては1,784  
㎡。2938番地につきましては1,081㎡。内容としましては、レモンとなっております。  
反当たりの賃借につきましては、〇〇〇〇<sup>〇</sup>となっております。利用権の種  
類につきましては、〇〇〇〇<sup>〇</sup>となっており、再設定等の内容につきましては、こ  
ちらは新規となっております。

31-3 (大方31-3)、貸付人、〇〇〇〇さん<sup>〇</sup>。借受人、〇〇〇〇さん<sup>〇</sup>。設定期間  
につきましては、平成31年4月9日から、両筆とも平成36年4月8日。利用権  
を設定する場所としましては、下田の口字カキセ2855番。同じく字岩合代2926  
番。両筆とも田の農用地区域内でございます。カキセの方の2855番につきまして  
は317㎡、岩合代2926につきましては1,245㎡。内容としましては、カキセの方は  
露地キュウリ、岩合代の方は水稻。反当たりの賃借料としまして、両筆とも〇〇

〇〇円。利用権の種類につきましても〇〇〇〇となっており、こちらも、新規の利用権の設定となっております。

31-4 (大方 31-4)、貸付人、〇〇〇〇さん。31-5 (大方 31-5)、〇〇〇〇さん。31-6 (大方 31-6)、〇〇〇〇さん。31-7、(大方 31-7)、〇〇〇〇さん。こちらが、借受人が〇〇〇〇となっております。設定期間につきましては、全て4筆とも平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなっております。利用権を設定する土地につきましては、4筆とも入野字横野浜 7314-1、7315-1、7316-1、7317-1 で、隣接の地番となっております。全て、現況は田の農用地区域内となっております。面積につきましても、上から 7314-1 につきましてもは 532 m<sup>2</sup>。7315-1 につきましてもは 564 m<sup>2</sup>。同じく、7316-1 につきましてもは 853 m<sup>2</sup>。7317-1 につきましても、1,009 m<sup>2</sup> となっております。内容としましては、水稻となる予定となっております。反当たりの賃借料は〇〇〇〇となっております。利用権の種類は、同じく〇〇〇〇になっており、こちらも、利用権の設定は新規となっております。

2 ページにまいります。31-8 (大方 31-8)。こちらが先ほど〇〇〇〇が借り受けた分の全く同じ分を今度、借受人としまして、〇〇〇〇が、〇〇〇〇が借り受けるということになっております。内容につきましては、上の〇〇〇〇、先ほど4筆ございましたけれども、全く同じ所の同じ設定になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

31-9 (大方 31-9)、〇〇〇〇さん。31-10 (大方 31-109)、〇〇〇〇ん。31-11 (大方 31-11)、〇〇〇〇さん。31-12 (大方 31-12)、〇〇〇〇さん。以上4人の貸付人に対しまして、今回借受人が、〇〇〇〇さん。設定期間につきましては、平成31年1月1日から平成46年12月31日。全て、同じ条件となっております。利用権を設定する土地につきましては、浮鞭字新田 3986、同じく 3983、同じく 3984、同じく 3985 番となっております。現況は、全て田で農用地区域となっております。上から、面積で 482 m<sup>2</sup>、615 m<sup>2</sup>、826 m<sup>2</sup>、788 m<sup>2</sup> となっております。作物の内容につきましては、ハウス施設のキュウリとなっております。反当たりにつきましても、全て〇〇〇〇となっております。利用権の種類も〇〇〇〇となっております。全て新規の利用権の設定となっております。

事務局の方からは、以上です。それ以降は、利用権の資料となっております。よろしく申し上げます。

議 長 事務局の方から利用権の設定につきまして、説明がありました。この件につきまして目を通していただいて、何か質問、質疑がある方、挙手をお願いします。

事務局 事務局から補足説明をさせていただきますと、借受人の 31-1 と 2 の〇〇〇〇さんは、施設園芸の園芸ハウス、いわゆるレンタルハウスを岩合代で建設しましてレモンを耕作するということです。

最後の借受人の〇〇〇〇さんも同じく、施設園芸の園芸ハウスの事業でレンタルハウスを建てて施設のキュウリを行う予定となっています。

議 長 〇〇君。

〇〇委員 農業公社が1回借受けて、さらに今度は〇〇〇〇が貸付人になって〇〇〇〇に貸すのは、これは何か意味があるのですか。

議 長 事務局より、説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。

〇〇〇〇は、基本的に通常の一般的な法人と違ってですね、今回は土地の所有者さん、4人おりますけれども。その方々からいったん〇〇〇〇が借受けた、通常の利用権の設定をしたという形にしておいて、通常の法人にはないので、公社の方が特例で、いわゆる転貸といいたいでしょうか、また貸してみたいな感じのイメージを持たれると思われませんが、〇〇〇〇が借りたものを今度、いったん〇〇〇〇さんに作っていただくような利用権の設定になっております。

議 長 〇〇さん。

〇〇委員 何かメリットはあります。直接借りるのとそんな中に入るのとで、何か違いがありますか。

議 長 事務局。

事務局 県の補助事業をいただいて、今回バイパスがついて早咲の入口の所、信号がついた所分かりますか。ソーラーがあって、それからバイパス入ります。それをずっと左側の所で現在、耕作をされてない農地があり、約3反。その部分を県の補助事業を使って耕作ができる状態にしたいということで、そのためには、〇〇〇〇にいったん事業主体になっていただき、〇〇〇〇さんに作っていただくというのが趣旨です。

議 長 〇〇〇〇に何かメリットがあるのですか。

事務局 メリットは何もありません。

議 長 〇〇〇〇は、田んぼを主にはやっていなくて、ハウスで研修生を受け入れてやっています。その補助事業を使うために公社にいったん貸して、それから〇〇〇〇さんにまた貸すということです。

ほかに何か質問、ないですか。

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

農用地利用の設定につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第3号につきましても承認をされました。

そのほかの討議、報告事項につきまして、事務局よりお願いします。

事務局 そのほかの討議、報告事項につきまして事務局から何点かご説明をさせていただきます。まず事務局の方から1点目説明させていただきます。

お手元にブルーの冊子で農業委員会活動記録セットの分を説明させていただきます。中を開けてまして右側の方は、地元でそれぞれ担当されたりするところ農地とか案件に対してご相談受けたことを書いていただいて、また、事務局の方に報告とか相談とかいう形であれば、こういったもので出してもらうような形になっています。通常ですと事務局の方に電話とかで普段やりとりしていただいてやっていますので、紙でやりとりは、あまりされていません。こういうものがセットで付いているということをご確認ください。どちらかと重要な方が、左側にあります、活動記録簿です。まず皆さん、自分の名前を表紙に書いていただいて、中にいろいろと活動記録のつけ方、記入例とかもあります。特に16ページ、17ページがこの活動記録の書き方。こういうふうに書いた方がいいですよという書き方もあります。それぞれ自分が使いやすいように普段から書いていただいたらと思います。そこは事務局からこういうふうにしてくださいということは、特にはないです。

基本的に活動記録簿ということなので、農業委員さんにしても推進委員さんにしても農業委員会の一人の委員としての活動で、いつ何をしたとかいう形で記入していただいて、記録に残していついていただきたいと思います。特に「△」とか「○」とか、半日とか1日掛かりとかでチェック欄とか記入がありますが、要は一番右に活動メモという所があり、ここにできるだけ具体的にそのときの何をしたかっていうところを書いてください。いったんこの活動記録簿の原本は皆さん委員さんがそれぞれ保管しておいてください。

事務局から新たに1点お願いがある分が、今、活動記録簿のこの青いセットの説明させていただきます。今回、同じような活動記録簿の冊子の方はA3で大きいのとこれは原本で、自分で記入していただいてかまいません。事務局の方で今回、右上にホッチキス止めで記入ようにA3をA4に小さくしたものがあります。一応15枚ワンセットで皆さん委員さんに配らせてもらっています。これは、全く一緒のもので、今度、5月の定例会でも説明させていただきますが、新たな制度いわゆる最適化交付金を今年度、国から県を通じてお金をもらうような予算を立てております。最適化交付金の中で、次に説明はさせていただきます。活動交付金と成果の交付金の（活動実績と成果実績）2種類の交付金があり、そのうちの一つの活動交付金の中で、農業委員さんとか推進委員さんが地元で農業の会とかに出たとき交付金の対象になるので、参加したのは何日で日当が3,000円ですよという形で支払いを別個の交付金制度を活用して払うような形になります。すみませんが二度手間になるかもしれませんが、事務局も一人になるので、できたら皆さんからこの原本を預かってコピーをした方が、皆さんに対しては負担が少ないかもしれませんが、すみません、もう出来たら皆さんそれぞれが2部書かないかなるかもしれませんが、こちらの方を基本どうしましょう。もう毎月の定例会

のときに、活動した月は、事務局の方に出してもらおうような形をとらせてもらってもかまいませんか？そのあたり確認させてください。

ほかの市町村、最適化交付金は、本年度やるとか今までやっている所はもうまちまちなので、毎月定例会のときにこの活動実績のそれぞれの活動内容、委員さんの内容を毎月回収しよう所もあれば、3カ月に1回とか半年に1回、一番長い所は、もう2月最後に全部まとめて出してもらおうとかいう形になっています。それぞれの市町村でやり方が違いますので、あとの方がいいのかなど。あまりにも2月ぐらいに一気にしたとき、ひょっと出し忘れがあったら自分も怖いので、毎月だったらちょっと面倒な部分もあるのかな。でも、毎月でしたらもうその支払いが、事務局の予定では年に最後の実績、皆さんが出たのを全部チェックして、その年間で支払いしたいと思います。もう途中で出し忘れていても毎月やったら追加で出せるのかなど。最後にもう全部集計して事務局の方が、確かにAさんは、この月とこの月とこの月に半日出ているよね、という形で集計取らせてもいただいて交付金を支払うような、報酬として払うような形を取りたいかなと思っています。

定例会とかその先ほどの議案に出てきます現地確認等は、今回のこの最適化、今回新たにやろうとする交付金の対象にはなりません。基本的にはなりません。それはなぜかという、今までその農業委員会の交付金というものを黒潮町は国からもらっていますが、結局はもう、その中の活動で法律的にしないといけなく、もう28年の委員会の中で農業委員会の方の中で決められていますので、もうそこは別個として考えていただいて、定例会の現地確認以外ではほかにしないといけなことが、本来今まではなかなかできていなかったもので、最適化交付金を使ってやってくださいというのが国の方針です。まあ簡単に言いますと、今までうちの黒潮町の農業委員会がグリコのキャラメルの部分をやっていた部分が今までの部分で、今度最適化交付金という新しい交付金がおもちゃの部分になって、おまけでいろんな活動に対して足しますよ、という方向の交付金になります。

議長 具体的な活動いうものはなかなか、難しいですが、例えば、地元の人からこの農地が空いているので誰か作ってくれないかとか、相談を受けたらそれで、現地確認に行ったということで、活動になります。

事務局 例えばAさんの土地が、Aさんがもう世話しなくなったので誰かに作ってもらいたいということであれば、その最適化交付金、今日、資料がないので説明が皆さんに理解していただくのにちょっと申し訳ないですけど。集積っていいまして、要は利用権の、先ほど資料にもありましたけど。そういった形で現地行って、新たな耕作者とかを見つける活動に対しては、活動実績の交付金というのは対象になりますので。その貸し借り、農地を貸し借りする人の話を聞いて、現地へ行ってこの土地を聞いて、今度、借りたい人いませんかねっていうことで、役場でも



そうですけど。特に今、よく中間管理機構っていう公社、公社ってよく言いますが、利用権でよく出てきます。特に幡多地区の黒潮町の担当の公社の方がおり、昔のJAの本所の3階に1人男性の方が、基本的に黒潮町に1名担当でおりまして、あと、細かく言うと南部の田野浦と出口は、以前こちらの担当しておりました、山本勝也さんがしています。そういった方々と協力して土地を貸し借りする活動をしていただいたら当然、その交付金は対象になりますので、大丈夫です。

議長 何かこの件につきまして質問ある方、ありませんか。

〇〇さん。

〇〇議員 現地パトロールっていうのは、私の担当の地域にパトロールに行くとそういうのは対象になるのか。それとも、それが1時間で終わったら、1時間で終わるとかいうことを書いてもいいですか。それが、対象になりますか。

事務局 今のところ事務局の方も県に確認をしないとイケなく、ほかの市町村も今度やろうとしている交付金が、どこまで対応できるかできないか。はっきり白黒つかない部分がありまして、ほかの市町村からも会で、もうちょっと線引きといいましょうか。もうちょっとボーダーラインというか、どこがある程度しっかり見てくれる部分、見てくれない部分をやってくれませんかという部分の要望は市町村から出ています。県が、その資料をどこまでが対応ですっていうのを作れるかどうかいうところも、ちょっとまだ定かじゃないです。先ほど、松本さんがおっしゃる部分につきましては、今のところはちょっと厳しいのかなとは思いますが。対象にするのには、今のところはちょっと厳しいかなとは思いますが。なおかつ、事務局もこれから県とやりとりしながらですね、そのあたりも明確化はしていかないとだと思います。

〇〇議員 どれをしたらどうなるのか。「〇」になるのか。これはしたけど、「×」なのか。そんなことが項目として挙がっていたらすごくやりやすいかなという報告しやすい、書きやすい、みたいなことはあると思います。

例えば、農業者年金。年金の勧誘に行ったとか、それも1時間で終わればそれが1時間とか。でも、農業者年金のあれも一つの仕事の中に入っていますよね。

事務局 そうです。農業者年金と、この最適化交付金は別個になります。

〇〇議員 別ですか。そこらへんが分かりにくいです。

議長 なかなか難しい。分かりにくい。いくら聞いてもどういう事をしていいのか。紙の方で耕作放棄地の解消ということで農業委員が中心になってやっていて、その交付金をもらっているということをこの間の県の会で言っていたが、そういう、自分らもモデル地区として早咲でああいう活動をやっていて、ああいう活動についての耕作放棄地の解消についていうことで、活動として、半日なら半日ということ、対象になりますか。

事務局 事務局としては、それは対象になると思います。

例えば、成果としてあらわれなくても、その活動をやったという。時間は別と

して、接触して話を聞いて、今の中間管理機構への話を持っていくとか。こういう一連の行動を起こしていただければなるのかなと自分は思います。

線引きの部分が、5月の定例会のあたりで県の方がある程度示せるものが、出た段階で、すぐまた皆さんにお知らせしたいとは思っています。そこで協議をしていただきたいと思います。

最初の方でお話ししました件で、毎月、交付金が始まったときに提出するのか、半年に1回するのかというところですが、毎月でもよろしいでしょうか。

議長 一応こういう活動をしたということだけ記帳していただいて、提出について今、事務局の方が言ったように毎月にするのか、まとめてするのか、どちらがいいですか。〇〇さん。

〇〇議員 毎月の方がいいと思います。

議長 活動なしなら、活動なしで提出してください。そういうことで、皆さんどうですか。いいですか。

(全員同意)

毎月の定例会のときに活動しても、しなくても出してもらおうということで徹底したいと思います。よろしくお願いします。必ず活動したときには、こういうことをしましたということだけ付けておいて、また、交付の対象有無は、後で判断してもらいたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

事務局 委員の皆さんには、何分初めてで大変だと思います。ホッチキス止めしている用紙に必ずお名前だけは、書いて提出してください。

2点目ですが、先ほど説明をさせていただいた資料をいま一度お手元に準備をお願いします。この年間予定表の資料になります。

最後の11ページ、例年広報の5月号に、委員さんの名簿等を掲載させてもらっています。これ農業委員会の元データで今度広報になるときは、もっとすっきり、例年見やすい形に修正されると思います。4月の1日に新しい農業委員さんで、なられた方と、あと撮り直しをされた方は、ここに今差し替えて掲載させてもらっています。残念ながら、推進委員の〇〇さん、今日初めてなので、この後、会が終わったら撮影をさせていただきたいです。

皆さん、この名簿の写真は、これでよろしいでしょうか。こういった形で例年掲載させてもらっています。

議長 取り直し希望の方は言ってください。よろしいでしょうか。

事務局 〇〇さんは、後で撮影したいので、よろしくお願いします。

そしたら以上です。

議長 事務局の方ではその他についてはないそうです。皆さんの方で何か、その他についてあれば。

金子さん。

〇〇委員 私たち黒潮町の女性グループが農業者年金を勧めています。今のところ、可能性がある方が4人ぐらい良い返事をいただいています。農業者年金を勧めてほしいというような方がいたら、ぜひ事務局でも構いませんので、私たちに一声掛けていただいたら行きます。5人が頑張っていますのでよろしくお願いします。

議 長 皆さん、協力お願いします。よろしいですか。

ほかに何か、なければいったん会を打ち切りたいと思います。それでは定例会を終わりたいと思います。どうもお疲れ様でした。

(午後3時46分終了)